

四半期報告書

(第155期第2四半期)

株式会社 福島銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	11
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【中間連結財務諸表】	16
2 【その他】	45
3 【中間財務諸表】	46
4 【その他】	55
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	56

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月13日
【四半期会計期間】	第155期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 加藤 容 啓
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町2番5号
【電話番号】	024(525)2525(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画本部長 佐藤 明 則
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル4階 株式会社福島銀行 大宮支店
【電話番号】	048(643)2830(代表)
【事務連絡者氏名】	支店長 早川 貴 郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社福島銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間 (自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)	2019年度 中間連結 会計期間 (自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	2020年度 中間連結 会計期間 (自2020年 4月1日 至2020年 9月30日)	2018年度 (自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	2019年度 (自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,414	6,395	6,828	12,823	13,475
連結経常利益(△は連結経常損失)	百万円	184	313	△2,252	519	494
親会社株主に帰属する中間純利益(△は親会社株主に帰属する中間純損失)	百万円	158	273	△2,274	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	521	409
連結中間包括利益	百万円	△1,035	470	1,901	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	△1,375	△2,136
連結純資産額	百万円	28,564	28,648	28,996	28,224	27,151
連結総資産額	百万円	771,170	767,623	806,884	768,379	755,605
1株当たり純資産額	円	1,236.26	1,239.47	1,030.24	1,221.08	964.37
1株当たり中間純利益(△は1株当たり中間純損失)	円	6.91	11.88	△81.29	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	22.69	17.20
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.68	3.71	3.57	3.65	3.57
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,523	△884	28,393	25,292	△39,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	9,347	10,459	△14,139	14,227	15,236
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1	△46	△56	△1,501	1,063
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	93,228	106,905	88,753	97,377	74,555
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	566 [178]	557 [179]	544 [188]	545 [176]	543 [178]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)非支配株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第153期中	第154期中	第155期中	第153期	第154期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	5,469	5,381	5,767	10,882	11,373
経常利益(△は経常損失)	百万円	82	273	△2,240	294	404
中間純利益(△は中間純損失)	百万円	71	255	△2,256	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	330	350
資本金	百万円	18,127	18,127	18,682	18,127	18,682
発行済株式総数	千株	23,000	23,000	28,000	23,000	28,000
純資産額	百万円	26,845	26,745	27,103	26,356	25,262
総資産額	百万円	768,186	764,372	803,680	764,855	752,326
預金残高	百万円	725,768	728,854	760,910	728,539	718,167
貸出金残高	百万円	504,317	508,024	555,026	505,977	532,479
有価証券残高	百万円	134,189	129,061	136,325	137,210	120,136
1株当たり配当額	円	—	—	—	2.00	2.00
自己資本比率	%	3.49	3.49	3.37	3.44	3.35
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	524 [155]	516 [156]	500 [164]	504 [153]	501 [155]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間において、その他の関係会社であるSBIホールディングス株式会社が、2020年9月17日付で同社が保有する当行株式の全てを同社の子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社に譲渡したことにより、SBI地銀ホールディングス株式会社はその他の関係会社となりました。

SBI地銀ホールディングス株式会社は、SBIホールディングス株式会社の100%子会社であり、当行はこれまでと変わることなくSBIグループとの資本業務提携に基づく連携の更なる深化を図ってまいります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状況及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年9月30日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により景気は低迷し、大変厳しい状況となりました。緊急事態宣言解除後の経済活動再開により、緩やかに持ち直しに向けた動きを見せているものの、依然として先行きの不透明な状況は続いております。

当行が主たる経営基盤とする福島県の経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を主因に厳しい状況が続いておりますが、災害復旧等により公共投資が高水準で推移し、個人消費に緩やかな持ち直しの動きが見られ、全体として徐々に持ち直しつつあります。

このような状況の中、業績は次のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末比51,279百万円増加し、806,884百万円となりました。純資産は、同1,844百万円増加し、28,996百万円となりました。

総預金(譲渡性預金を含む)は、前連結会計年度末比42,811百万円増加し、760,462百万円となりました。これは法人預金が増加したことによるものです。

貸出金は、前連結会計年度末比22,629百万円増加し、552,532百万円となりました。これは、主に事業性貸出金が増加したことによるものです。

有価証券は、前連結会計年度末比16,199百万円増加し、135,660百万円となりました。これは、国債及び社債が増加したことによるものです。

当第2四半期連結累計期間の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比433百万円増加し、6,828百万円となりました。これは、資金運用収益が増加したためです。

経常費用は、前第2四半期連結累計期間比2,999百万円増加し、9,081百万円となりました。これは、その他業務費用及びその他経常費用が増加したためです。

この結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比2,565百万円減少し、2,252百万円の赤字となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同2,547百万円減少し、2,274百万円の赤字となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメント情報ごとの業績は次のとおりとなりました。

銀行業の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比389百万円増加し、5,833百万円となりました。また、セグメント利益は、同2,512百万円減少し、2,228百万円の赤字となりました。これは、経常費用が増加したことによるものです。

リース業の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比76百万円増加し、1,008百万円となりました。また、セグメント利益は、同55百万円減少し、15百万円の赤字となりました。これは主に、経常費用が増加したことによるものです。

クレジットカード業・信用保証業の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比9百万円減少し、79百万円となりました。また、セグメント利益は、同2百万円損失が減少し、8百万円の赤字となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローは、次のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、28,393百万円となりました。これは主に、預金が増加したことによるものです。前第2四半期連結累計期間との比較では、29,278百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△14,139百万円となりました。これは主に、有価証券の取得による支出が、有価証券の売却及び償還による収入を上回ったことによるものです。前第2四半期連結累計期間との比較では、24,599百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△56百万円となりました。前第2四半期連結累計期間との比較では、10百万円の減少となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物は、第2四半期連結累計期間中14,197百万円増加し、88,753百万円となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性

当行グループの中核事業は銀行業であり、主に本店ほか支店が立地する地域のお客さまから預入れいただいた預金を貸出金や有価証券で運用しております。固定資産の取得等の資本的支出につきましては、自己資金にて対応しております。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の経営方針・経営戦略について重要な変更、又は新たに定めた経営方針・経営戦略はありません。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、抜本的な収益構造の転換に向けた前向きな損失の計上を行い、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の見直しを行いました。

①有価証券運用の大幅な見直し

過去に投資し、コロナ禍による影響で顕在化した評価損を抱える受益証券や株式等を売却するとともに、SBIグループの資産運用ノウハウやグローバルなネットワークから得られるファンド情報等の活用によって、債券中心によるインカム収入重視の有価証券ポートフォリオを再構築いたしました。

②貸倒引当金の追加計上

コロナ禍が当行の貸出債権に与える影響調査を実施した結果、物理的に集客を要する特定業種においては業況回復が当初の見込みより遅れると判断し、当該影響により予想される損失に備えるために貸倒引当金を追加計上いたしました。詳細については「(7)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」を参照下さい。

これらにより、2020年8月11日付で2021年3月期通期の業績予想を以下のとおり公表しております。

[連結]

(単位：百万円)

	修正前	修正後	増減
親会社株主に帰属する当期純利益	未定	△1,900	—

[単体]

(単位：百万円)

	修正前	修正後	増減
当期純利益	未定	△1,900	—

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものとして貸倒引当金があげられます。

前連結会計年度末においては新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済への影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いておりました。

しかし、当中間連結会計年度において当行グループの貸出金等への影響調査を実施した結果、物理的に集客を要する特定業種においては業況回復に当初の仮定からさらに1年程度を要すると判断し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済への影響に係る仮定を見直しております。

こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、物理的に集客を要する特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業況悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金303百万円を追加計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

貸倒引当金の計上基準については、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項 4 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

(8) 研究開発活動

該当事項はありません。

(9) 従業員の状況

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社又は提出会社の従業員の状況に著しい増加又は減少はありません。

(10) 主要な設備の状況

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の状況に著しい変動はありません。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間比486百万円増加し、4,183百万円となりました。これは主に、有価証券利息配当金と貸出金利息が増加したことによるものです。

役務取引等収支は、前第2四半期連結累計期間比21百万円増加し、677百万円となりました。これは主に、保険窓販業務に関する受入手数料が増加したことによるものです。

その他業務収支は、前第2四半期連結累計期間比1,677百万円減少し、△1,905百万円となりました。これは主に、その他の業務費用が増加したことによるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	3,661	38	△2	3,697
	当第2四半期連結累計期間	4,169	17	△2	4,183
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	3,764	39	△8	(1) 3,796
	当第2四半期連結累計期間	4,268	18	△10	(1) 4,275
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	102	1	△5	(1) 98
	当第2四半期連結累計期間	98	1	△8	(1) 91
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	655	0	—	656
	当第2四半期連結累計期間	677	0	—	677
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,285	1	△29	1,258
	当第2四半期連結累計期間	1,313	1	△37	1,276
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	630	1	△29	601
	当第2四半期連結累計期間	635	1	△37	599
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	△290	5	56	△228
	当第2四半期連結累計期間	△1,934	3	25	△1,905
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	22	5	—	27
	当第2四半期連結累計期間	0	3	—	3
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	312	—	△56	255
	当第2四半期連結累計期間	1,934	—	△25	1,909

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
 3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間 0百万円、当第2四半期連結累計期間 0百万円)を控除して表示しております。
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。
 5 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比18百万円増加し、1,276百万円となりました。これは主に、保険窓販業務に関する受入手数料が増加したことによるものです。

一方、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比2百万円減少し、599百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,285	1	△29	1,258
	当第2四半期連結累計期間	1,313	1	△37	1,276
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	454	—	△27	426
	当第2四半期連結累計期間	431	—	△36	395
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	228	1	△0	229
	当第2四半期連結累計期間	218	1	△0	218
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	69	—	—	69
	当第2四半期連結累計期間	132	—	—	132
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	9	—	—	9
	当第2四半期連結累計期間	9	—	—	9
うち保護預かり・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	14	—	—	14
	当第2四半期連結累計期間	13	—	—	13
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	37	—	△0	36
	当第2四半期連結累計期間	45	—	△0	44
うち保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	174	—	—	174
	当第2四半期連結累計期間	260	—	—	260
うち投信窓販業務	前第2四半期連結累計期間	297	—	—	297
	当第2四半期連結累計期間	202	—	—	202
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	630	1	△29	601
	当第2四半期連結累計期間	635	1	△37	599
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	57	1	△0	57
	当第2四半期連結累計期間	55	1	△0	55

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	728,799	54	△665	728,188
	当第2四半期連結会計期間	760,871	39	△548	760,362
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	388,460	—	△515	387,945
	当第2四半期連結会計期間	424,601	—	△398	424,203
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	335,414	—	△150	335,264
	当第2四半期連結会計期間	331,985	—	△150	331,835
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,924	54	—	4,979
	当第2四半期連結会計期間	4,284	39	—	4,323
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	100	—	—	100
総合計	前第2四半期連結会計期間	728,799	54	△665	728,188
	当第2四半期連結会計期間	760,971	39	△548	760,462

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
 3 預金の区分は次のとおりであります。
 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	505,958	100.00	552,532	100.00
製造業	27,922	5.52	32,388	5.86
農業、林業	3,171	0.63	2,352	0.43
漁業	286	0.06	286	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	161	0.03	143	0.03
建設業	25,174	4.98	33,485	6.06
電気・ガス・熱供給・水道業	10,707	2.12	18,512	3.35
情報通信業	4,411	0.87	4,448	0.81
運輸業、郵便業	11,911	2.35	12,795	2.32
卸売業、小売業	31,413	6.21	37,155	6.72
金融業、保険業	11,013	2.18	19,631	3.55
不動産業、物品賃貸業	46,035	9.10	49,430	8.95
その他の各種サービス業	43,785	8.65	51,885	9.39
国・地方公共団体	100,447	19.85	88,837	16.08
その他	189,510	37.45	201,175	36.40
国際業務部門	—	—	—	—
合計	505,958	—	552,532	—

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

	2020年9月30日
	金額(億円)
1 連結自己資本比率 (2/3) (%)	7.92
2 連結における自己資本の額	289
3 リスク・アセットの額	3,658
4 連結総所要自己資本額	146

単体自己資本比率(国内基準)

	2020年9月30日
	金額(億円)
1 自己資本比率 (2/3) (%)	7.49
2 単体における自己資本の額	272
3 リスク・アセットの額	3,628
4 単体総所要自己資本額	145

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23	28
危険債権	68	69
要管理債権	3	2
正常債権	5,181	5,768

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
A種優先株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,000,000	28,000,000	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	28,000,000	28,000,000	—	—

(注) 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年9月30日	—	28,000	—	18,682	—	—

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区泉ガーデンタワー19階	5,000	17.87
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	853	3.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	713	2.55
双葉不動産建設株式会社	福島県双葉郡浪江町権現堂上統町18-2	642	2.29
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	577	2.06
J. P. MORGAN BANK LUXENBOURG S. A. 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	513	1.83
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	469	1.67
株式会社アラジン	福島県郡山市島2丁目32番24号	393	1.40
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	392	1.40
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	384	1.37
計	—	9,940	35.53

- (注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|---------|
| 株式会社日本カストディ銀行 | 2,344千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 469千株 |
- 2 前事業年度末において主要株主であったSBIホールディングス株式会社は、当第2四半期会計期間末現在では主要株主ではなくなりました。
- 3 SBI地銀ホールディングス株式会社は、2020年9月17日に5,000,000株取得したことから主要株主となっております。
- 4 三井住友信託銀行株式会社から2020年9月23日付で三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする2020年9月15日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,114	3.98
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	243	0.87
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番4号	82	0.29

- 5 SBIホールディングス株式会社から2020年9月28日付でSBIホールディングス株式会社、SBI地銀ホールディングス株式会社及び株式会社SBI証券を共同保有者とする2020年9月17日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	—	0.00
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,000	17.86
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	0	0.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,910,100	279,101	—
単元未満株式	普通株式 65,800	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	28,000,000	—	—
総株主の議決権	—	279,101	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は、全て当行保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,800株含まれております。また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が18個含まれております。

3 「単元未満株式数」の株式数の欄には、当行所有の自己株式80株を含んでおります。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	24,100	—	24,100	0.08
計	—	24,100	—	24,100	0.08

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 76,484	※7 89,991
商品有価証券	122	161
金銭の信託	1,012	1,012
有価証券	※1, ※7, ※11 119,460	※1, ※7, ※11 135,660
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 529,903	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 552,532
外国為替	263	233
リース債権及びリース投資資産	4,885	4,959
その他資産	※7 17,375	※7 16,309
有形固定資産	※9, ※10 9,738	※9, ※10 9,830
無形固定資産	267	240
繰延税金資産	12	14
支払承諾見返	258	303
貸倒引当金	△4,179	△4,365
資産の部合計	755,605	806,884
負債の部		
預金	717,650	760,362
譲渡性預金	-	100
借入金	6,870	13,460
外国為替	9	0
その他負債	2,462	2,413
賞与引当金	165	166
退職給付に係る負債	206	223
睡眠預金払戻損失引当金	180	157
利息返還損失引当金	1	1
繰延税金負債	7	56
再評価に係る繰延税金負債	※9 642	※9 642
支払承諾	258	303
負債の部合計	728,454	777,888
純資産の部		
資本金	18,682	18,682
資本剰余金	1,808	1,808
利益剰余金	9,962	7,632
自己株式	△19	△19
株主資本合計	30,434	28,103
その他有価証券評価差額金	△4,031	122
土地再評価差額金	※9 720	※9 720
退職給付に係る調整累計額	△142	△123
その他の包括利益累計額合計	△3,454	718
非支配株主持分	171	174
純資産の部合計	27,151	28,996
負債及び純資産の部合計	755,605	806,884

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	6,395	6,828
資金運用収益	3,794	4,274
(うち貸出金利息)	3,006	3,220
(うち有価証券利息配当金)	764	1,028
役務取引等収益	1,258	1,276
その他業務収益	27	3
その他経常収益	※1 1,314	※1 1,274
経常費用	6,082	9,081
資金調達費用	97	90
(うち預金利息)	92	85
役務取引等費用	601	599
その他業務費用	255	1,909
営業経費	3,975	3,882
その他経常費用	※2 1,152	※2 2,600
経常利益又は経常損失(△)	313	△2,252
特別利益	20	0
固定資産処分益	20	-
その他の特別利益	-	0
特別損失	33	5
固定資産処分損	19	5
減損損失	※3 14	-
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	300	△2,257
法人税、住民税及び事業税	25	15
法人税等調整額	△0	△2
法人税等合計	25	12
中間純利益又は中間純損失(△)	275	△2,270
非支配株主に帰属する中間純利益	1	3
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	273	△2,274

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	275	△2,270
その他の包括利益	194	4,172
その他有価証券評価差額金	179	4,153
退職給付に係る調整額	15	18
中間包括利益	470	1,901
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	468	1,898
非支配株主に係る中間包括利益	1	3

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,127	1,253	9,614	△19	28,975
当中間期変動額					
剰余金の配当			△45		△45
親会社株主に帰属する 中間純利益			273		273
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取 崩			△23		△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)					
当中間期変動額合計	-	-	203	△0	203
当中間期末残高	18,127	1,253	9,817	△19	29,179

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1,522	705	△101	△918	168	28,224
当中間期変動額						
剰余金の配当					△0	△46
親会社株主に帰属す る中間純利益						273
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の 取崩		23		23		-
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	179	-	15	194	2	197
当中間期変動額合計	179	23	15	218	1	423
当中間期末残高	△1,343	728	△85	△700	169	28,648

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,808	9,962	△19	30,434
当中間期変動額					
剰余金の配当			△55		△55
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)			△2,274		△2,274
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	△2,330	△0	△2,330
当中間期末残高	18,682	1,808	7,632	△19	28,103

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△4,031	720	△142	△3,454	171	27,151
当中間期変動額						
剰余金の配当					△0	△56
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)						△2,274
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	4,153	-	18	4,172	3	4,176
当中間期変動額合計	4,153	-	18	4,172	2	1,844
当中間期末残高	122	720	△123	718	174	28,996

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間 純損失 (△)	300	△2,257
減価償却費	276	290
減損損失	14	-
貸倒引当金の増減 (△)	△145	392
賞与引当金の増減額 (△は減少)	15	1
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	32	17
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	46	△22
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△0	0
資金運用収益	△3,794	△4,274
資金調達費用	97	90
有価証券関係損益 (△)	331	2,976
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△0	-
固定資産処分損益 (△は益)	△0	5
貸出金の純増 (△) 減	△1,664	△22,836
預金の純増減 (△)	△43	42,711
譲渡性預金の純増減 (△)	-	100
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△870	6,590
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	987	690
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	6	29
外国為替 (負債) の純増減 (△)	52	△8
資金運用による収入	4,025	4,339
資金調達による支出	△100	△102
その他	△423	△298
小計	△858	28,434
法人税等の支払額	△25	△40
営業活動によるキャッシュ・フロー	△884	28,393
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△14,972	△57,909
有価証券の売却による収入	3,134	2,638
有価証券の償還による収入	20,436	41,422
金銭の信託の減少による収入	1,911	-
有形固定資産の取得による支出	△82	△285
無形固定資産の取得による支出	△12	△4
有形固定資産の売却による収入	56	-
有形固定資産の除去による支出	△10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,459	△14,139

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△45	△55
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△46	△56
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,528	14,197
現金及び現金同等物の期首残高	97,377	74,555
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 106,905	※1 88,753

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

会社名

株式会社ふくぎんリース

株式会社福島カードサービス

株式会社東北バンキングシステムズ

福活ファンド投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社 3社

主要な会社名

株式会社トラストワン

持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。なお、持分法非適用の関連会社の3社は、福活ファンド投資事業有限責任組合の投資先であります。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 3社

(2) 6月末日を中間決算日とする子会社については、中間連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえ連結しております。また、その他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(株式については中間連結会計期間末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,745百万円(前連結会計年度末は2,748百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

前連結会計年度末においては新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いておりました。

しかし、当中間連結会計年度において当行グループの貸出金等への影響調査を実施した結果、物理的に集客を要する特定業種においては業況回復に当初の仮定からさらに1年程度を要すると判断し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響に係る仮定を見直しております。

こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、物理的に集客を要する特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金303百万円を追加計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
株式	123百万円	108百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	717百万円	588百万円
延滞債権額	9,046百万円	9,305百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	11百万円	10百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	239百万円	259百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	10,015百万円	10,162百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	846百万円	556百万円

※7 対応する債務が中間連結貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	15,493百万円	20,494百万円
定期預け金	212百万円	212百万円
その他資産	13,000百万円	13,000百万円

なお、その他資産には、保証金敷金及び手形交換所担保保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
保証金敷金	203百万円	203百万円
手形交換所担保保証金等	3百万円	3百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	46,191百万円	50,440百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	39,487百万円	42,764百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間(前連結会計年度)末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3,140百万円	3,140百万円

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	15,984百万円	15,858百万円

※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
25,564百万円	31,287百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金戻入益	145百万円	一百万円
償却債権取立益	55百万円	46百万円
株式等売却益	28百万円	48百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	一百万円	392百万円
株式等償却	3百万円	806百万円

※3 減損損失は次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ1ヵ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福島県内	事業用資産 1ヵ所	土地及び建物	14百万円

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省2002年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	23,000	—	—	23,000	
自己株式					
普通株式	23	0	—	23	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 0千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	45	2.00	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	28,000	—	—	28,000	
自己株式					
普通株式	23	0	—	24	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 0千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	55	2.00	2020年3月31日	2020年6月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	109,117百万円	89,991百万円
定期預け金	△212 "	△212 "
普通預け金	△1,326 "	△723 "
その他の預け金	△672 "	△302 "
現金及び現金同等物	106,905 "	88,753 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

ファイナンス・リース取引における金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
リース料債権部分	5,412	5,536
見積残存価額部分	104	99
受取利息相当額	△585	△598
合計	4,931	5,036

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(2020年3月31日)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)					
	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債権	—	—	—	—	—	—
リース投資資産に係るリース料 債権部分	1,460	1,285	1,045	799	480	340

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)					
	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債権	—	—	—	—	—	—
リース投資資産に係るリース料 債権部分	1,527	1,310	1,066	801	468	362

2 オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
1年内	52	56
1年超	8	11
合計	61	68

3 既契約分取引について簡便的処理の採用

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

4 転リース取引

転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
リース投資資産	4	2
リース債務	3	2

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	76,484	76,484	—
(2) 金銭の信託	1,012	1,012	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	30,428	30,255	△173
その他有価証券	87,445	87,445	—
(4) 貸出金	529,903		
貸倒引当金(*)	△4,141		
	525,761	527,579	1,817
資産計	721,132	722,777	1,644
(1) 預金	717,650	717,732	81
(2) 譲渡性預金	—	—	—
(3) 借入金	6,870	6,868	△1
負債計	724,520	724,600	80

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	89,991	89,991	—
(2) 金銭の信託	1,012	1,012	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,050	35,882	△167
その他有価証券	97,774	97,774	—
(4) 貸出金	552,532		
貸倒引当金(*)	△4,287		
	548,244	551,779	3,535
資産計	773,073	776,441	3,367
(1) 預金	760,362	760,441	79
(2) 譲渡性預金	100	100	—
(3) 借入金	13,460	13,458	△1
負債計	773,922	774,000	78

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

預入期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
① 非上場株式(*1)(*2)	611	596
② 組合出資金(*3)	930	1,193
③ 新株予約権付社債(*4)	45	45
合計	1,586	1,834

(*1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式等について1百万円の減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式等の減損処理はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	8,200	8,245	45
	その他	499	534	34
	外国証券	499	534	34
	その他	—	—	—
	小計	8,700	8,779	79
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	21,728	21,475	△252
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	21,728	21,475	△252
合計		30,428	30,255	△173

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	15,974	16,025	50
	その他	499	516	16
	外国証券	499	516	16
	その他	—	—	—
	小計	16,474	16,541	67
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	19,576	19,341	△235
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	19,576	19,341	△235
合計		36,050	35,882	△167

2 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	424	396	28
	債券	11,813	11,725	87
	国債	8,978	8,903	75
	地方債	—	—	—
	社債	2,834	2,822	12
	その他	19,851	19,220	630
	外国証券	902	900	2
	投資信託	18,948	18,320	628
	小計	32,089	31,342	746
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,770	2,847	△1,076
	債券	4,512	4,585	△72
	国債	3,493	3,559	△65
	地方債	—	—	—
	社債	1,018	1,025	△7
	その他	49,072	52,702	△3,629
	外国証券	2,257	2,297	△39
	投資信託	46,815	50,405	△3,589
	小計	55,355	60,134	△4,778
合計		87,445	91,477	△4,031

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	147	124	23
	債券	22,085	21,997	88
	国債	17,465	17,393	71
	地方債	—	—	—
	社債	4,619	4,603	16
	その他	35,518	35,300	218
	外国証券	300	300	0
	投資信託	35,217	35,000	217
	小計	57,751	57,421	329
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	988	992	△4
	債券	4,182	4,291	△109
	国債	3,453	3,557	△103
	地方債	—	—	—
	社債	728	733	△5
	その他	34,852	34,897	△45
	外国証券	2,884	2,897	△13
	投資信託	31,968	32,000	△31
	小計	40,023	40,182	△158
合計		97,774	97,603	171

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は株式47百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は株式791百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、原則として当中間連結会計期間(連結会計年度)末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△4,031
その他有価証券	△4,031
(△)繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△4,031
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△4,031

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	171
その他有価証券	171
(△)繰延税金負債	49
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	121
(△)非支配株主持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	122

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	141	—	1	1
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	173	—	0	0
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
期首残高	37百万円	38百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円	一百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円	一百万円
期末残高	38百万円	38百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業・信用保証業」の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	報告セグメント(百万円)			合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (百万円)
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業			
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	5,414	893	87	6,395	—	6,395
セグメント間の内部経常収益	29	38	0	68	△68	—
計	5,443	932	88	6,464	△68	6,395
セグメント利益又は損失(△)	284	39	△10	313	—	313
セグメント資産	763,688	5,551	995	770,235	△2,611	767,623
セグメント負債	737,439	3,411	737	741,587	△2,611	738,975
その他の項目						
減価償却費	259	15	0	276	—	276
資金運用収益	3,789	0	10	3,800	△5	3,794
資金調達費用	92	7	2	102	△5	97
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	86	6	3	95	—	95

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額△2,611百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント負債の調整額△2,611百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

	報告セグメント(百万円)			合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (百万円)
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業			
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	5,787	969	78	6,835	△6	6,828
セグメント間の内部経常収益	45	39	0	85	△85	—
計	5,833	1,008	79	6,920	△91	6,828
セグメント損失(△)	△2,228	△15	△8	△2,252	—	△2,252
セグメント資産	802,948	6,017	826	809,792	△2,907	806,884
セグメント負債	776,363	3,859	572	780,796	△2,907	777,888
その他の項目						
減価償却費	273	16	1	291	△1	290
資金運用収益	4,273	0	8	4,282	△8	4,274
資金調達費用	85	10	2	98	△8	90
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	280	16	0	297	△7	289

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は、次のとおりであります。

- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△6百万円は、貸倒引当金戻入益の調整額△6百万円であります。
- (2) セグメント資産の調整額△2,907百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額△2,907百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) 減価償却費の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (5) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増減額の調整額△7百万円は、未実現損益に係る調整であります。

3 セグメント損失(△)は、中間連結損益計算書の経常損失(△)と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	3,371	815	823	1,385	6,395

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	3,383	1,076	872	1,496	6,828

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	報告セグメント(百万円)			合計 (百万円)
	銀行業	リース業	クレジットカード 業・信用保証業	
減損損失	14	—	—	14

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額		964円37銭	1,030円24銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	27,151	28,996
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	171	174
うち非支配株主持分	百万円	171	174
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	26,979	28,822
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	27,976	27,975

2 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)		11円88銭	△81円29銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	百万円	273	△2,274
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	百万円	273	△2,274
普通株式の期中平均株式数	千株	22,976	27,976

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 76,162	※7 89,979
商品有価証券	122	161
金銭の信託	1,012	1,012
有価証券	※1, ※7, ※9 120,136	※1, ※7, ※9 136,325
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 532,479	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 555,026
外国為替	263	233
その他資産	15,966	14,817
その他の資産	※7 15,966	※7 14,817
有形固定資産	9,693	9,789
無形固定資産	227	204
支払承諾見返	258	303
貸倒引当金	△3,995	△4,174
資産の部合計	752,326	803,680
負債の部		
預金	718,167	760,910
譲渡性預金	-	100
借入金	5,700	12,300
外国為替	9	0
その他負債	1,945	1,919
未払法人税等	114	73
資産除去債務	38	38
その他の負債	1,793	1,807
賞与引当金	144	146
退職給付引当金	8	40
睡眠預金払戻損失引当金	180	157
繰延税金負債	7	56
再評価に係る繰延税金負債	642	642
支払承諾	258	303
負債の部合計	727,064	776,577
純資産の部		
資本金	18,682	18,682
資本剰余金	1,783	1,783
資本準備金	555	555
その他資本剰余金	1,228	1,228
利益剰余金	8,126	5,813
利益準備金	424	436
その他利益剰余金	7,702	5,377
別途積立金	3,500	3,500
繰越利益剰余金	4,202	1,877
自己株式	△19	△19
株主資本合計	28,573	26,260
その他有価証券評価差額金	△4,031	122
土地再評価差額金	720	720
評価・換算差額等合計	△3,311	842
純資産の部合計	25,262	27,103
負債及び純資産の部合計	752,326	803,680

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	5,381	5,767
資金運用収益	3,791	4,276
(うち貸出金利息)	3,001	3,219
(うち有価証券利息配当金)	765	1,030
役務取引等収益	1,272	1,303
その他業務収益	27	3
その他経常収益	※1 290	※1 184
経常費用	5,108	8,007
資金調達費用	92	85
(うち預金利息)	92	85
役務取引等費用	610	603
その他業務費用	269	1,934
営業経費	※2 3,904	※2 3,830
その他経常費用	※3 231	※3 1,552
経常利益又は経常損失 (△)	273	△2,240
特別利益	20	-
特別損失	26	5
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	266	△2,245
法人税、住民税及び事業税	11	11
法人税等調整額	△0	△0
法人税等合計	11	11
中間純利益又は中間純損失 (△)	255	△2,256

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,127	1,228	1,228	414	3,500	3,922	7,836
当中間期変動額							
剰余金の配当						△45	△45
利益準備金の積立				10		△10	-
中間純利益						255	255
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						△23	△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	10	-	175	185
当中間期末残高	18,127	1,228	1,228	424	3,500	4,098	8,022

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△19	27,174	△1,522	705	△817	26,356
当中間期変動額						
剰余金の配当		△45				△45
利益準備金の積立		-				-
中間純利益		255				255
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△23		23	23	-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			179	-	179	179
当中間期変動額合計	△0	185	179	23	202	388
当中間期末残高	△19	27,359	△1,343	728	△614	26,745

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合 計
					別途積立金	繰越利益剰余 金		
当期首残高	18,682	555	1,228	1,783	424	3,500	4,202	8,126
当中間期変動額								
剰余金の配当							△55	△55
利益準備金の積立					12		△12	-
中間純損失(△)							△2,256	△2,256
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	12	-	△2,324	△2,312
当中間期末残高	18,682	555	1,228	1,783	436	3,500	1,877	5,813

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△19	28,573	△4,031	720	△3,311	25,262
当中間期変動額						
剰余金の配当		△55				△55
利益準備金の積立		-				-
中間純損失(△)		△2,256				△2,256
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			4,153	-	4,153	4,153
当中間期変動額合計	△0	△2,312	4,153	-	4,153	1,841
当中間期末残高	△19	26,260	122	720	842	27,103

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等(株式については中間会計期間末月1ヵ月の市場価格の平均)に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,745

百万円(前事業年度末は2,748百万円)であります。

(追加情報)

前事業年度末においては新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いておりました。

しかし、当中間会計年度において当行の貸出金等への影響調査を実施した結果、物理的に集客を要する特定業種においては業況回復に当初の仮定からさらに1年程度を要すると判断し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響に係る仮定を見直しております。

こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、物理的に集客を要する特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金303百万円を追加計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	747百万円	747百万円
出資金	290百万円	264百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	712百万円	581百万円
延滞債権額	9,014百万円	9,274百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	11百万円	10百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	239百万円	259百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	9,978百万円	10,125百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	846百万円	556百万円

※7 対応する債務が中間貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	15,493百万円	20,494百万円
定期預け金	212百万円	212百万円
その他資産	13,000百万円	13,000百万円

また、その他の資産には、保証金敷金及び手形交換所担保保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
保証金敷金	203百万円	203百万円
手形交換所担保保証金等	3百万円	3百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	43,219百万円	47,516百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	36,515百万円	39,840百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
25,564百万円	31,287百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金戻入益	125百万円	—百万円
償却債権取立益	55百万円	46百万円
株式等売却益	28百万円	48百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	160百万円	176百万円
無形固定資産	36百万円	25百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	—百万円	376百万円
株式等償却	2百万円	791百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
子会社株式	747	747
関連会社株式	—	—
合計	747	747

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月11日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 墨 岡 俊 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣 ㊞

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立

場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月11日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 墨 岡 俊 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣 ㊞

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第155期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断

される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月13日
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 加藤 容 啓
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社福島銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役社長加藤容啓は、当行の第155期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

